

(お知らせ)

平成 21 年 7 月 23 日  
建 設 局

〔 担当 土木管理部自転車政策課  
電話 222-3565 〕

## 京都市自転車等放置防止条例の改正について

### ～ 放置自転車対策として駐輪場設置義務を強化 ～

京都市では本年3月に「京都市自転車等放置防止条例」の改正を行い、10月1日から、商業施設などに駐輪場の設置を義務付ける「付置義務」の対象施設を拡大します。

これは、繁華街や商業施設などの周辺で大きな課題となっている、放置自転車対策の一環として行うものです。

また、コンビニエンスストアなど従来からの対象施設については、より小規模な施設も対象となるように基準を強化します。

#### 記

#### 1 改正の概要

- ・ 付置義務の対象となる施設の種別を、従来の3施設（小売店舗（コンビニエンスストアを含む。）、遊技場、銀行）から14施設に拡大
- ・ 従来からの対象施設について、より小規模な施設から対象となるよう面積基準を強化
- ・ 新たな基準で付置義務対象となる既設の施設に駐輪場設置の努力義務を明記し、取組を強化
- ・ 付置義務の強化に伴い、各種の緩和措置（距離、規模、増設、業種）を拡大

#### 2 付置義務強化の内容

対象施設	現行		改正後（10/1以降着工が対象）	
	施設面積※1	設置基準（㎡/台）※2	施設面積	設置基準（㎡/台）
小 売 店 舗	400 ㎡以上	20	300 ㎡以上	20
コンビニエンスストア	400 ㎡以上	20	150 ㎡以上	20
遊 技 場	300 ㎡以上	15	250 ㎡以上	15
銀 行	500 ㎡以上	25	400 ㎡以上	25
飲食店，学習施設	/		300 ㎡以上	20
官公署，病院など			400 ㎡以上	25
博物館など			1,050 ㎡以上	70
スポーツ施設，レンタルビデオ店			250 ㎡以上	15
郵便局			150 ㎡以上	10
映画館，カラオケボックス			450 ㎡以上	30

※1 用途の区分に応じ、当該基準を満たす施設に対して義務が課されます。

※2 施設面積に応じ設置すべき駐輪場の台数の基準を表しています。

### 3 改正条例の施行日

平成21年10月1日

(10月1日以後に工事に着工するものについて適用されます。)

#### (参考) これまでの経過

年 月	取 組 内 容
昭和60年4月1日	京都市自転車放置防止条例制定 ・付置義務を条例化（食料品を取り扱う小売店が対象）
平成12年12月1日	京都市自転車放置防止条例を改正 ・食料品を取り扱わない小売店，遊技場，銀行を対象に追加
平成18年10月	都心部放置自転車等対策アクションプログラムを策定 ・付置義務の強化を図ることを公表
平成19年4月20日	平成19年度第1回京都市自転車等駐車対策協議会を開催 ・市長から，付置義務の強化に対する審議を諮問
平成20年6月10日	平成20年度第1回京都市自転車等駐車対策協議会を開催 ・付置義務の強化について事務局案を提示 ⇒ 内容について了承
平成20年12月15日	平成20年度第2回京都市自転車等駐車対策協議会を開催 ・付置義務の強化について答申案を提示 ⇒ 答申案を了承
平成21年1月13日	答申を市長へ提出
平成21年2月	京都市自転車等放置防止条例の改正案（付置義務）を市会へ上程
平成21年3月	条例の改正案（付置義務）を可決，公布
平成21年10月1日	改正付置義務制度を施行（運用開始）